

## 第83回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成30年2月19日(月)午後2時00分
- 2 開会の日時 平成30年2月19日(月)午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成30年2月19日(月)午後3時10分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席16名 欠席1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	欠席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	出席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局	参事 箕浦 勝宏	専門官 浦田 隆次
	担当課長補佐 今村 正樹	副主査 柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等
- (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
  - (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
  - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
  - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
  - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
  - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
  - (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成29年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

7番：河田 敬司      17番：安田 久子

10 議事の内容

議 長      みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第  
83回総会を開会します。(あいさつ)

議 長      議事録署名委員を指名します。7番 河田 敬司委員、17番 安  
田 久子委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

今村補佐      (議案訂正等の説明)

議 長      それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、  
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請  
について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお  
願いします。

今村補佐      1番、受人は学南町一丁目に居住し、約86アールの農地を耕作する農業  
者ですが、増反により大窪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関  
係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要  
件をすべて満たしていると考えます。

2番、受人は富原に居住し、約88アールの農地を耕作する農業者ですが、  
増反により富原の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関  
係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要  
件をすべて満たしていると考えます。

3番、受人は日応寺に本店を置く農地所有適格法人ですが、三和の畑に賃  
借権を設定し、新規に就農しようとするものです。期間は許可日から10年  
間です。

農地所有適格法人の資格を満たす見込みであること、また取得後のすべて

の農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積20アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受人は一宮に居住し、約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により一宮の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受人は大元駅前に居住していますが、尾上の田に賃借権を設定し、新規に就農しようとするものです。期間は、平成30年2月20日から3年間です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から5番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

今村補佐 6番、受人は立田に居住し、約49アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により立田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は庭瀬に居住し、約44アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により平野の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、受人は新庄上に居住し、約58アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により新庄上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

9番と10番は受人が同じですので、同時に説明します。受人は苔山に居住し、約83アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により9番は苔山の田と畑を、10番は苔山の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、いずれも許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、受人は住民票は高松市太田上町に置き、番町一丁目で渡人と同居していますが、世帯で約47アールの農地を耕作する農業者で、受贈により高松の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

12番、受人は惣爪に居住し、約1.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により惣爪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

**議長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、6番から12番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

**議長** 次に御津建部地区の説明を事務局からお願いします。

今村補佐 2ページ13番、受人は御津宇垣に居住し、世帯で約40アールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により御津宇垣の畑を所有権移転しようとするもの

です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は御津野々口に居住し、約29アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津宇垣の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は御津中泉に居住し、約4.9ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津中泉の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は御津河内に居住し、世帯で約29アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津河内の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は建部町中田に居住し、世帯で約49アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町中田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は建部町大田に居住し、約52アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により建部町大田の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 御津建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を申し上げます。

信定委員 御津・建部地区協議会で、13番から18番までの6件について協議したと

ころ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議長** 彼の委員さん、何かご意見がありますか。

**全員** 異議なし。

**議長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 19番、受人は古新田に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により古新田の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は藤田に居住し、世帯で約70アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ21番、受人は藤田に居住し、約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、受人は東畦に居住し、世帯で約3.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により曾根の田の持分を所有権移転し、同一世帯内の共有にしようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番、受人は中畦に居住し、約1.5ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中畦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、受人は藤田に居住し、世帯で約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、経営移譲により藤田の田を20年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番から27番までは受人が同じですので、同時に説明します。受人は平田に居住し、約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、いずれも増反により藤田の田を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、いずれも許可要件をすべて満たしていると考えます。

#### 国定委員退室

28番、受人は藤田に本店を置き、約88.5ヘクタールの農地を耕作する農地所有適格法人ですが、借入地の取得により、藤田の田を所有権移譲しようとするものです。

農地所有適格法人の要件を満たすこと、また取得後のすべての農地を耕作すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

29番から31番は受人が同じですので、同時に説明します。受人は宮浦に居住し、約30アールの農地を耕作する農業者ですが、いずれも増反により、29番は宮浦の畑を、30番は宮浦の田と畑を、31番は宮浦の田を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、いずれも許可要件をすべて満たしていると考えます。

32番、受人は早島町早島に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により箕島の田を所有権移譲しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

33番、受人は箕島に居住し、約5.6ヘクタールの農地を耕作する農業

者ですが、借入地の取得により箕島の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

34番、受人は中畦に居住し、約1.8ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で、19番から34番までの16件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区34番までの34件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは、そのように決定いたします。

國定委員入室

**議 長** 次に申請等（2）農地法第5条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

今村補佐 6ページ1番、転用目的は自己住宅です。平成29年11月に農振除外済みの案件です。申請人は西辛川の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近い、祖母の所有する申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は一時転用の現場事務所、露天駐車場、露天資材置場です。転用期間は許可日から平成31年12月31日までです。



申請人は大阪市北区に本店を置き、建設業を営む法人ですが、岡山インターを拠点とする高速道路の工事を受注したため、工事現場に近い申請地に賃借権を設定し、現場事務所、露天駐車場、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、転用目的は自己住宅です。申請人は田益の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、現住居に近くて生活環境があまり変わらず、夫の勤務先に通勤しやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番と5番は、同じ地域で関連がありますので、同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

4番、申請人は山崎の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、勤務先に近く、妻の実家に行きやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は日応寺の借家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、勤務先に近く、妻の実家に行きやすい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれもインター入口から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は自己住宅です。申請人は牟佐の妻の実家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、妻の実家に近くて両親の面倒を見やすく、農地に近くて農業を引き継ぎやすい、妻の父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上

も問題ないと考えます。

**議 長** 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

河本委員 中・中央地区協議会で、1番から6番までの6件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

今村補佐 7番、転用目的は進入路です。申請人は都窪郡早島町に居住しているリーダーですが、既存の自己所有の雑種地をドッグラン施設として使用するにあたり、進入路がないため、隣接する申請地を所有権移転し、進入路に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番から10番までは、同じ地域で関連がありますので、同時に説明します。転用目的はすべて自己住宅です。

8番、申請人は西大寺松崎の借家に夫妻で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに協力して生活できる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7ページ9番、申請人は田中の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の勤務先に近く、夫の実家に行くのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は大多羅町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になってきたため、妻の勤務先に近く、夫の実家に行くのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8ページ11番、転用目的は一時転用の工事用進入路、露天資材置場、工事用仮設倉庫です。転用期間は平成30年2月20日から平成30年8月31日

までです。申請人は足守に主たる事務所を置き、保育園を経営するNPO法人ですが、隣接する既存宅地に保育所と障害児通所支援事業所の複合施設を建設するのに伴い、工事用車両や工事用資材の置場が必要なため、申請地に賃借権を設定し、工事用進入路、露天資材置場、工事用仮設倉庫に転用しようとするものです。

農地区分は、農用地ですが、一時転用で仮設工作物の設置その他の一時的な利用であって、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、7番から11番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 12番、転用目的は自己住宅です。平成29年11月に農振除外済みの案件です。申請人は玉野市和田六丁目の社宅に家族で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に隣接し、両親と協力して生活できる、父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番と14番は、同じ地域で関連がありますので、同時に説明します。いずれも転用目的は自己住宅です。

13番、申請人は倉敷市児島田の口七丁目の借家に夫妻で居住していますが、家財道具が増え、住居が手狭になったため、夫妻の勤務先に通勤するのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は倉敷市五日市の借家に家族3人で居住していますが、子供

の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、勤務先に通勤するのに便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は、J R 箕島駅から 300メートル以内の 3 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えられます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15 番、転用目的は露天駐車場です。申請人は、古新田に本店を置く焼肉店の取締役ですが、以前から店舗の駐車場が狭くて困っていたため、店舗に隣接する申請地を所有権移転し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから 500メートル以内の 2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16 番、転用目的は自己住宅です。平成 28 年 12 月に農振除外済みの案件です。申請人は妹尾崎の実家に家族 4 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、実家に近く、母親と協力して生活でき、農業の手伝いもしやすい、兄所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり が 10ヘクタール以上の 1 種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、兄の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17 番、転用目的は自己住宅です。平成 29 年 11 月に農振除外済みの案件です。申請人は内尾の借家に家族 5 人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、妻の実家に近く、農業の手伝いもしやすい、妻の祖父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり が 10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、妻の祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9 ページ 18 番、転用目的は農家住宅です。申請人は迫川の実家に居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え、住居が手狭になったため、耕作地に近い、父所有の申請地を使用貸借し、農家住宅を建築しようとするもの

です。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は自己住宅です。平成29年11月農振除外済みの案件です。申請人は宗津の借家に家族3人で居住していますが、農地を引継ぎ、妻の実家の家族の面倒をみるため、妻の実家に隣接する、妻の祖父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、妻の祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

**議 長** 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

安田委員 南区協議会で、12番から19番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

**議 長** 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは申請等（3）については、中・中央地区1番から南区19番までの19件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

**議 長** それでは、そのように決定いたします。

**議 長** 次に申請等（3）農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

今村補佐 10ページ1番 東京都杉並区堀ノ内に居住している賃貸人からの申請であり、栗井の田、面積949㎡について、これまで耕作してきた賃借人の二男が死亡したことから、少なくとも10年以上耕作されない状態が続いており、賃借料も支払われていません。

相続人の一部に居所がわからない者がおり、合意解約ができないため、申

請にいたったものです。別紙（第1号議案 申請等（3）農地法第18条第1項1番説明資料）をご覧ください。

調査の結果は次のとおりです。

1 申請地の賃貸借契約について 戦後まもなくの契約によるものと思われ、期間の定めのない賃貸借契約です。

2 耕作状況について 少なくとも10年以上、賃借人の相続人は耕作しておらず、現在、地域の農業者が耕作しています。

3 解約について 10年以上耕作しておらず、賃借料も支払われていません。契約の解約を行おうとしましたが、法定相続人が多く、手続きが困難なため申請にいたったものです。

4 賃借人の相続人の耕作等の意思について 相続人に賃借権に係る実態調査を行った結果、耕作の意思はなく、解約について異議がないと判断されます。

5 解約の影響 賃借人の相続人は、耕作の意思がなく、また全員解約について異議がないと判断され、解約による影響はないものと考えます。

よって、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に相当し、解約許可が妥当と判断されます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

池上委員 北・吉備地区協議会で、1番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等（3）の1件については、許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし

議 長 それでは、そのように決定いたします。なお、本案件は2月28日開催の岡山県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。

議 長 次に岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（4）所有権の移転と、（5）利用権の設定、を一括して審議します。事務

局から説明をお願いします。

今村補佐 今回の利用集積計画について説明します。

まず、(4)所有権の移転は、11ページ北・吉備地区の2件と、12ページ南区分の1件です。いずれも農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。今回は出し手から財団へ所有権移転するものです。

次に、(5)利用権の設定は、中・中央地区が13ページの5件、北・吉備地区が14ページの7件、御津・建部地区が15ページ1番から16ページ11番までの11件、南区分は17ページの1件です。すべて中間管理機構が貸し付け希望の農家から中間管理権を設定するための利用集積計画です。

これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議ではいずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし

議長 それでは、申請等(4)と(5)の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

今村補佐 18ページ北・吉備地区1番から20ページ南区11番までの11件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容はご覧のとおりです。あっせん希望はすべて無しです。

各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等(6)の11件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届は、21ページ1番から9番までの9件で、転用目的は、共同住宅3件、通路1件、アパート1

件、自己住宅1件、貸露天駐車場2件、長屋建て住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届は、22ページ1番から24ページ14番までの14件で、転用目的は、自己住宅3件、店舗1件、分譲住宅地・開発道路1件、分譲住宅地6件、露天資材置場1件、分譲宅地2件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、25ページ1番から26ページ11番までの11件です。解約理由は耕作目的が10件、転用目的が1件です。いずれも合意解約が成立しています。離作料は記載のとおりです。

次に報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、27ページ1番と2番の2件で、農業用倉庫の一部1件、進入路1件です。

次に報告(5)農地改良届は、28ページ1番から7番の7件で、目的は、普通野菜畑4件、普通野菜畑・果樹園1件、隣接と一体の田1件、育苗圃1件です。

議長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全員 異議なし

議長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (1)平成29年度事業について  
(2)その他

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 その他、何かありますか。

事務局 (1)次回総会予定(3月19日(月)勤労者福祉センター4階大会議室)  
柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時10分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長



署名委員

署名委員